

役員報酬規程

社会福祉法人ふじみ野会

(役員報酬額の限度額)

第1条 社会福祉法人ふじみ野会評議員会は、定款第21条の定めるところにより、理事・監事の報酬の限度額を年額800万円以内と定める。

(理事長の報酬額)

第2条 常勤役員である理事長の報酬は、社会福祉法人ふじみ野会の職員から就任した者は職員であった時の給与額を報酬額とし、その給与規定によって昇給するものとする。

- 2 当法人の役員及び法人外部から就任した理事長の場合は、その経歴、能力にふさわしい額を理事会において審議、決定する。

(非常勤の役員)

第3条 非常勤の役員には原則として報酬を支給しない。

附則

1. この規定の改廃は理事会の議を経て、評議員会において決定する
2. この規程は2019年4月1日から施行する。